令和6年度 さくら市ごみ収集日程表（氏家地区）

さくら市ホームページにも掲載しています。

◎ごみは収集当日の「午前8時」までに出してください。

◎ごみステーションはみんなで協力して、きれいに使いましょう。

可燃ごみ 週２回（曜日指定）

生ごみ（十分に水を切って出してください）

布類（布団、毛布などは粗大ゴミです）

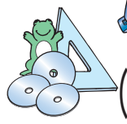

プラスチック製品（おもちゃ・文房具類など）

皮革・ゴム（くつ・かばん・長ぐつ、ゴム手袋など）

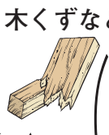

木くずなど（指定袋に入るもの 直径20cm超のものは長さ20cm以内に切る）

紙おむつなどは中の汚物を取り除いてください。

- 使いすてカイロ
- カバン、くつ
- カセット・ビデオテープ・CD・DVD
- プラスチック製ヘルメット
- 貝がら
- アルミ箔など

必ず指定袋で出してください。

○トレイ類は、市役所・スーパー等の拠点回収に協力してください。

収集曜日	行政区
月 木	栄町・石町・仲町・上町・新町・横町・馬場三・馬場四 本町・古町・伝馬町・櫻野（一・二・中・東・五・六）・氏家新田
火 金	上阿久津・勝山町・川岸・下新田・采女・草川（第一・第二）・大野（東・西） 松島・箱森・上松山・松山・本田・上組・上野・狭間田・狭間田中央 柿木澤・元組・谷中・根本・八方口・鍛冶ヶ澤
水 土	卯の里・馬場五・馬場六・氏家北・豊原・押上（一・上）・長久保 蒲須坂・大中・向河原・富野岡・川原町・北草川・馬場一

※祝日も収集します。（ただし、年始1/1～1/3は休みとなります）

◎分ければ資源、混ぜれば「ごみ」。きちんと分別して、みなさんの手でごみを減らしましょう！

◎ルール違反のごみは収集しません。

行政区	収集するもの	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本町・古町・伝馬町 櫻野(一・二・中・東・五・六)・氏家新田	不燃ごみ・古紙類	5（金）	10（金）	7（金）	5（金）	2（金）	6（金）	4（金）	8（金）	6（金）	10（金）	7（金）	7（金）
	不燃ごみ・ペットボトル類・ビン類	19（金）	24（金）	21（金）	19（金）	23（金）	20（金）	18（金）	22（金）	20（金）	24（金）	21（金）	21（金）
大野（東・西）・松島・箱森・上松山	不燃ごみ・古紙類	4（木）	9（木）	6（木）	4（木）	1（木）	5（木）	3（木）	7（木）	5（木）	9（木）	6（木）	6（木）
	不燃ごみ・ペットボトル類・ビン類	18（木）	23（木）	20（木）	18（木）	22（木）	19（木）	17（木）	21（木）	19（木）	23（木）	20（木）	17（月）
豊原・押上（一・上）・長久保・蒲須坂	不燃ごみ・古紙類	2（火）	7（火）	4（火）	2（火）	6（火）	3（火）	1（火）	5（火）	3（火）	7（火）	4（火）	4（火）
	不燃ごみ・ペットボトル類・ビン類	16（火）	21（火）	18（火）	16（火）	19（月）	17（火）	15（火）	19（火）	17（火）	21（火）	18（火）	18（火）
大中・向河原・富野岡・川原町 北草川・馬場一	不燃ごみ・古紙類	12（金）	17（金）	14（金）	12（金）	9（金）	13（金）	11（金）	15（金）	13（金）	17（金）	14（金）	14（金）
	不燃ごみ・ペットボトル類・ビン類	26（金）	31（金）	28（金）	26（金）	29（木）	27（金）	25（金）	29（金）	27（金）	31（金）	28（金）	28（金）
上阿久津・勝山町・川岸・下新田 采女	不燃ごみ・古紙類	11（木）	16（木）	13（木）	11（木）	8（木）	12（木）	10（木）	14（木）	12（木）	16（木）	13（木）	13（木）
	不燃ごみ・ペットボトル類・ビン類	25（木）	30（木）	27（木）	25（木）	28（水）	26（木）	24（木）	28（木）	26（木）	30（木）	27（木）	27（木）
栄町・石町・仲町・上町・新町 馬場三・馬場四	不燃ごみ・古紙類	10（水）	15（水）	12（水）	10（水）	20（火）	11（水）	9（水）	13（水）	11（水）	15（水）	12（水）	12（水）
	不燃ごみ・ペットボトル類・ビン類	24（水）	29（水）	26（水）	31（水）	30（金）	25（水）	30（水）	27（水）	25（水）	29（水）	26（水）	26（水）
松山・本田・上組・上野・狭間田・狭間田中央 柿木澤・元組・谷中・根本・八方口・鍛冶ヶ澤	不燃ごみ・古紙類	8（月）	13（月）	10（月）	8（月）	5（月）	9（月）	16（水）	11（月）	9（月）	6（月）	3（月）	10（月）
	不燃ごみ・ペットボトル類・ビン類	22（月）	27（月）	24（月）	22（月）	26（月）	30（月）	28（月）	25（月）	23（月）	20（月）	17（月）	24（月）
卯の里・馬場五・馬場六・氏家北	不燃ごみ・古紙類	9（火）	14（火）	11（火）	9（火）	13（火）	10（火）	8（火）	12（火）	10（火）	14（火）	10（月）	11（火）
	不燃ごみ・ペットボトル類・ビン類	23（火）	28（火）	25（火）	30（火）	27（火）	24（火）	22（火）	26（火）	24（火）	28（火）	25（火）	25（火）
横町・草川(第一・第二)	不燃ごみ・古紙類	3（水）	8（水）	5（水）	3（水）	7（水）	4（水）	2（水）	6（水）	4（水）	8（水）	5（水）	5（水）
	不燃ごみ・ペットボトル類・ビン類	17（水）	22（水）	19（水）	17（水）	21（水）	18（水）	23（水）	20（水）	18（水）	22（水）	19（水）	19（水）

不燃ごみ 月２回（指定日）

規定のコンテナで出してください

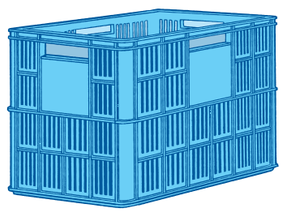

※コップ、板ガラス、陶磁器、鏡、装飾品、耐熱ガラス（ほ乳ビン、食器）、クリスタルガラス（灰皿）、化粧品ビンなど、「不燃ごみ」で出してください。

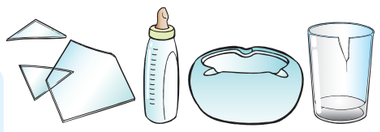

- 規定のコンテナ、（内寸で縦33cm横48cm高さ30cm）で出してください。コンテナは、個人で購入してください。（コンテナの色の指定はありません）
- お近くのホームセンター、金物店でお求めください。

スプレー缶

完全に使いきってから、穴を開けて

ガスが残っていることが原因の火災が多発しています。上記の厳守をお願いします。穴を開けるときは、風通しのよい屋外で、安全に注意して行ってください。

アルミ缶・スチール缶（中を水洗いする）

化粧品ビン

調理器具

陶器類

蛍光灯

傘

電池類　スプレー式容器

（電池類・スプレー式容器は中身の見える袋に入れて、「不燃ごみ」の日にコンテナの中の一番上に乗せて出してください）

資源物（古紙類…月前半指定日）（有価ビン他…月後半指定日）

㊟不燃ごみと区別してください。（有価ビン・ビン類・ペットボトル）

●古紙類

- 新聞紙、ダンボール、紙パック、雑紙類に分別してヒモ等で縛って出してください。
- 紙パックは洗ってから切り開き乾かして、結束して出してください。
- 小さなもの等は紙袋などにためておき、袋がいっぱいになったら紐で十文字に縛って出してください。（洋服のタグなど、小さな紙ごみは封筒に集めると便利です）

（注）金・銀貼り、ビニール加工紙、線香等のにおいの付いた紙は除く。
（注）紙パック等で銀色の内張りがあるものは、「可燃ごみ」に出してください。

●有価ビン

有価ビンとは
- 酒一升ビン
- ビールビン（大ビンのみ）

①フタは取り除く
②ビンの外や中を水洗いする
③コンテナの外に出す
※欠けているビンは、「ビン類」で出してください。

袋に入れないでビンのまま出す

●ビン類

ビン類とは、飲み物や食べ物の入っていたガラスのビンだけです。割れているビンもビン類で出してください。

（ジュース、酒類、栄養ドリンク、ジャム、コーヒー、調味料等、のみ薬、食用油、牛乳ビンなど）
①必ず、キャップをはずす
②ビンの中を水洗いする
③中身が見える袋又は別々のコンテナで出す

●ペットボトル ●ペットボトルキャップ

マークのあるボトルのみ

マークのあるキャップのみ

ボトルの底を見て

×　○

（直線のつなぎ目があるものはペットボトルではない）

①ペットボトルのキャップは外して、別の袋へ入れて出す
②中を水洗いする
③ラベルをはがす
④足などで踏みつぶす
⑤中身が見える袋又は別々のコンテナで出す
（注．ソース、洗剤などの容器は、回収できません）

ペットボトル、ビン類は別々のコンテナ又は別々の中身が見える袋に入れて出す

●プラスチック容器

発泡スチロール
梱包用、保冷用など

発泡スチロール、トレイ類（白・色トレイとカップ麺のカップ）、洗剤、シャンプー・リンス、液体石鹸、口臭予防液などの容器、ペットボトルのキャップ、タマゴパックのみ
※レジ袋、お菓子の袋などのやわらかいプラスチックは「可燃ごみ」になります。
①取り除いた「金属製のキャップは不燃物」、「ペットボトルキャップ以外のキャップは可燃ごみ」に出してください。
②容器を水洗いする。
※汚いもの、古いものは入れないでください。

市役所第2庁舎で拠点回収をおこなっています（業務時間内）

粗大ごみ

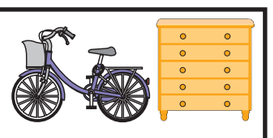

指定袋やコンテナに入らない、家庭で使用されたものです。
○家具類、家電製品、自転車、ストーブ、ふとんなど
※家電リサイクル法に定めるもの（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は除きます。

粗大ごみの処理の方法は、つぎの２通りがあります。
①自分で、エコパークしおや（☎0287－46－5711）に搬入する場合
（料金）重量10kgあたり100円（上記施設で納入）
搬入基準については上記施設に問い合わせてください。
②市が、自宅まで収集に行く場合（毎週、火曜日・金曜日）
市役所生活環境課または市民課喜連川市民生活室にて申請したあと、市が収集します。
（料金）１個につき、1,000円～6,000円（申請時に窓口で前納）

「危険を伴うごみ」の処理方法について

◎必ず各種類ごとに中身が見える袋に入れて不燃ごみのコンテナの上に乗せてください。

○電池類、体温計（水銀を使用したもの）と可燃性ガス使用缶製品の全てが対象です。
※可燃性ガス使用缶については必ず中身を使い切り、穴を開けてから出してください。
※どうしても中身を使い切ることが出来ないもの、または、穴開けに不安がある場合は、生活環境課までお持ちください。

◎「蛍光灯」については、「市役所第2庁舎」「喜連川支所」「道の駅きつれがわ」で拠点回収もおこなっておりますので、ご活用をお願いします。

市で収集できないもの

【家電リサイクル法に定めるもの】
エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

⇒処理の方法は、つぎの3通りがあります。
①製品を購入した家電小売店、または、製品を買替する家電小売店に引き取ってもらう。（店に確認してください）
②自分で指定引取場所に搬入する。（詳しくは問い合わせください）
③一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する。

【処理困難物と危険物】

ガスボンベ　バイク部品　消火器　モーター・エンジン等　廃油（ペンキなど）　電気温水器　自動車部品（タイヤ・バッテリーほか）

⇒引き取りについて、販売店または下記の許可業者にご相談ください。

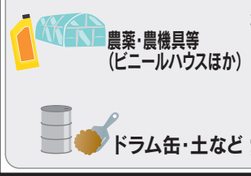

農薬・農機具等（ビニールハウスほか）

ドラム缶・土など

【一時多量ごみ】【事業所などの事業活動に伴うごみ】
引越などの多量ごみ、事業系のごみは、つぎの方法で処理してください。
①処理施設に自己搬入する。（家庭系の可燃・不燃ごみでも10kgにつき100円の料金が発生します）
②許可業者に委託する。
【建築工事等から出たごみ】
家の改修などから出たごみは、請負業者に処理を依頼してください。

小型家電リサイクル法に基づく、パソコン・携帯電話等は、使用済小型家電として、市役所第2庁舎・喜連川支所・道の駅きつれがわで拠点回収をおこなっています。

●一般廃棄物収集運搬許可業者

㈲塩谷環境整美	☎0287-43-1327	㈲氏家環境整備	☎028-682-0081	㈱盛商	☎028-685-3478	㈱クリーン矢板	☎0287-43-5409
㈲アタカサービス	☎028-656-6250	㈲那須クリーン	☎0287-36-1191	㈱真田ジャパン	☎0287-36-1148	㈱タカノ	☎028-686-4981
㈲高原クリーンライフ	☎0287-45-2178	㈱日本ビルメン	☎028-681-1222	㈲アプリ	☎028-654-0021	㈱エヅリン	☎0287-46-7669
宇都宮文化センター㈱	☎028-633-6171	㈱マルキ産業	☎028-660-4906	㈲喜連川浄化センター	☎028-686-2788	㈾りらいふ	☎028-650-2820
さくら市シルバー人材センター	☎028-682-1369	㈲ファーストコーポレーション	☎028-667-5430	㈱ほくりん商会	☎028-612-5021	プレスト	☎0120-726-192
さくら総合サービス	☎070-4306-5480	㈱SKRアドバイザー	☎028-676-3788	㈱総伝	☎028-656-8789		

●一般廃棄物処分許可業者

㈱盛商	☎028-685-3478	㈱タカノ	☎028-686-4981	㈱ヨシザワ	☎028-611-3595

※取り扱うごみの種類や収集運搬・処分に係る料金は、業者ごとに異なりますので、直接お問合せください。　2024年2月現在

ごみ処理施設への案内図

受付時間	平日　8時30分～17時00分 土曜日　8時30分～12時00分 ゴールデンウィークや年末年始は大変混雑し、1～2時間程度お待ちいただく場合もありますので、時期をずらしての持ち込みをお願いいたします。
休業日	日曜日、1月1日～1月3日
電話番号	0287-46-5711
施設所在地	矢板市安沢3640番地　エコパークしおや
搬入できるごみ	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物

ごみについての問い合わせは
さくら市 市民生活部 生活環境課
☎681-1126

※このごみ収集表は限りある資源を守るため、再生紙を使用しています。
※この印刷物は「環境にやさしく」をモットーに「植物油インキ」を使用しております。